

## 美山漁業協同組合京内共第8号

### 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、美山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類及びかわよしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項及び第2項の規定に基づき遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区 域	オ期 間
あ ゆ	友釣り	1人1竿	全区域 (佐々里ます類特別区を除く) ただし、友釣り専用区は組合が定めて公表する	5月26日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間 友釣り専用区内は、7月25日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
	素がけ	1人1竿	萱野橋より下流	7月24日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間
	たも網	径2m以下	全区域 (佐々里ます類特別区を除く)	
	さし網、まき網	1人1統 高さ10m以下 長さ30m以下 網目2cm以上		

	投網	1人1統 20 m <sup>2</sup> 以下		
こい ふな うなぎ はえ	竿釣、 手釣	1人3竿以内	全区域 (佐々里ます類 特別区を除く)	こいは、1月1日から4月30 日まで、6月1日から12月3 1日まで ふなは、1月1日から4月19 日まで、5月21日から12月 31日まで うなぎ及びはえは、1月1日か ら12月31日まで 網漁は、7月24日から12月 31日までの期間内において 組合が定めて公表する期間
	たも網	径2m以下		
	さし網、 まき網	1人1統 高さ10m以下 長さ30m以下 網目2cm以上		
	投網	1人1統 20 m <sup>2</sup> 以下		
	延なわ	幹糸20m以下 針 20本以内		
ます類 (あまご いわな やまめ にじます)	竿釣、 手釣	1人1竿	全区域 ただし、濃密放流 区(特別区)、ル アー及び毛針専 用区は別に定め る	あまご及びやまめは、3月1日 から9月30日までの期間内 において組合が定めて公表す る期間
				いわなは、3月16日から9月 30日までの期間内において 組合が定めて公表する期間
				にじますは、1月1日から12 月31日までの期間内におい て組合が定めて公表する期間
	竿釣 (ルアー、 毛針 に限る)	1人1竿	ルアー及び毛針 専用区は組合が 定めて公表する	ルアー及び毛針専用区は、3月 1日から9月30日の期間内 において組合が定めて公表す る期間
かわよし のぼり	竿釣、 手釣	1人1竿	全区域 (佐々里ます類 特別区を除く)	1月1日から5月31日まで、 8月1日から12月31日ま で
	たも網	径2m以下		
	かご	0.3 m <sup>2</sup> 以下		
全魚種	水眼鏡、 水視眼鏡		全区域 (佐々里ます類 特別区を除く)	あゆの網解禁日から9月15 日まで

濃密放流区（特別区）

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区 域	オ期 間
ます類 (あまご いわな やまめ にじます)	竿釣 (エサ 釣りに 限る)	1人1竿	芦生ます類特別区：南丹市美山町芦生内杉谷第1堰堤より上流	あまご及びやまめは、3月1日から9月30日までの期間内において組合が定めて公表する期間
			河内谷ます類特別区：南丹市美山町河内谷、通称溝谷堰堤より上流	
			杉波谷ます類特別区：南丹市美山町下杉波谷第1堰堤より上流	
	竿釣 (ルアー及び毛針に限る)		佐々里ます類特別区：南丹市美山町佐々里ぬの滝堰堤から百合の下橋の本支流	にじますは、1月1日から12月31日までの期間内において組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第7条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具漁法等の制限)

第4条 京都府内水面漁業調整規則第27条で禁止されている漁具、漁法のほか、次の表のア欄に掲げる漁具、漁法は、イ欄の区域において、ウ欄の期間中は使用してはならない。

ア 漁 具 漁 法	イ 区 域	ウ 期 間
網漁具漁法及び船舶を使用して行う漁法	大野ダム堰堤の上流端から上流のたん水域内	1月1日から12月31日まで
アクアラング等水中で呼吸できる用具	全 区 域	

2 大野ダムたん水区域を除き、夜明けから日没までの間でなければ遊漁してはならない。ただし、日没までに仕掛けを終えた延なわ漁法は、この限りではない。

(禁止区域)

第5条 第3条及び第4条第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法によりウ欄の区域でエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 漁 法	ウ 区 域	エ 期 間
全魚種	全 漁 法	南丹市美山町京都府大野ダムの 上流端から上流へ約50mの突堤 中央部までの区域	1月1日から12月31日 まで
		組合が定めて公表する区域	1月1日から12月31日 までの期間内において組合 が定めて公表する期間

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種		イ 全 長
こ い		15 cm
ふ な		6 cm
う な ぎ		30 cm
ま す 類	あまご、やまめ	12 cm
	いわな、にじます	15 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、あゆ年券及びあまご年券は組合の規定する顔写真を一枚添えて納付しなければならない。

尚、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては、50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚 種	区 域	漁 具 漁 法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	全 区 域	第3条に規定する 漁具漁法	年 券	13,500 円
			日 券	3,500 円
こ い ふ な		第3条に規定する 漁具漁法	年 券	2,000 円

うなぎ はえ かわよしのぼり			日券	600円
ます類 (あまご、いわな、 やまめ、にじます)		竿釣に限る	年券	7,500円
			日券	3,000円
	特別区 (佐々里ます類 特別区)	竿釣	年券	7,500円以内で組合が 定めて公表する金額
			日券	3,500円以内で組合が 定めて公表する金額
特別区 (芦生ます類特 別区、河内谷ます 類特別区、杉波谷 ます類特別区)	竿釣	3,500円以内で組合が定めて公 表する金額		

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は、組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては、漁場監視員に納付することができる。

3 あゆ及びます類の遊漁承認証については、組合が定めて公表する期間内は日券を発売しない。

4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
20歳未満の者	無料
身体障害者で6級以上の認定を証明できる者 及び女性	第1項の各料金の2分の1

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与又は譲渡及び他人から借用又は譲受してはならない。

4 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は再交付することができる。

5 組合は、あらかじめ理事会の承認を得た枚数の範囲内で遊漁の招待券を発行することができる。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁するときは必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

3 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、他の遊漁者及び漁業を営む者の妨げとなる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、漁場監視員証を携行し、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

2 漁場監視員は、この規則の励行について必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第12条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、理事会の承認を得て行う資源調査等のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

## 附 則

1. この規則は、平成26年1月1日より施行する。
2. この規則は、平成27年3月31日より施行する。
3. この規則は、平成29年3月31日より施行する。  
ただし、規則第3条に掲げる魚種のうち、あゆを除く魚種に係る遊漁料については、第7条の変更規定は、平成30年1月1日から適用する。
4. この規則は、平成30年4月2日より施行する。
5. この規則は、令和2年1月9日より施行する。